

東京都北区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十号

東京都北区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和四十年八月東京都北区規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「技監、」を削り、「政策経営部長」の下に「、政策経営部しごと連携担当室長、政策経営部デジタル推進担当部長」を、「総務部長」の下に「、総務部新庁舎整備担当部長」を、「北区保健所長」の下に「、子ども未来部長、子ども未来部出産・子育て支援担当部長」を加え、「まちづくり部都市拠点デザイン担当部長、まちづくり部鉄道駅関連プロジェクト担当部長」を「まちづくり部防災まちづくり担当部長、まちづくり部拠点まちづくり担当部長」に改め、「、教育委員会事務局子ども未来部長」を削る。

第六条第一項に次の一号を加える。

四 受援班

第六条第四項中「広報課長」の下に「、受援班長は職員課長」を加える。

第七条第一項中「別表第一」を「、別表第一」に改め、同条第二項中「別表第二」を「、別表第二」に改め、同条第三項中「当る」を「当たる」に改める。

第九条中「あたって」を「当たって」に改める。

別表第一「災害対策経営部の部4の項中「態勢」を「体制」に改め、同部中8の項

を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 電子計算システムの復旧に関すること。

別表第一災対総務部の部中11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

10 女性被災者等に係る相談に関すること。

別表第一災対区民部の部4の項中「配分」の下に「並びに被災者生活再建支援金等の支給」を加え、同部5の項中「発行」を「交付」に改め、同部中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表災対医療衛生部（北区保健所及び健康部）の項の次に次のように加える。

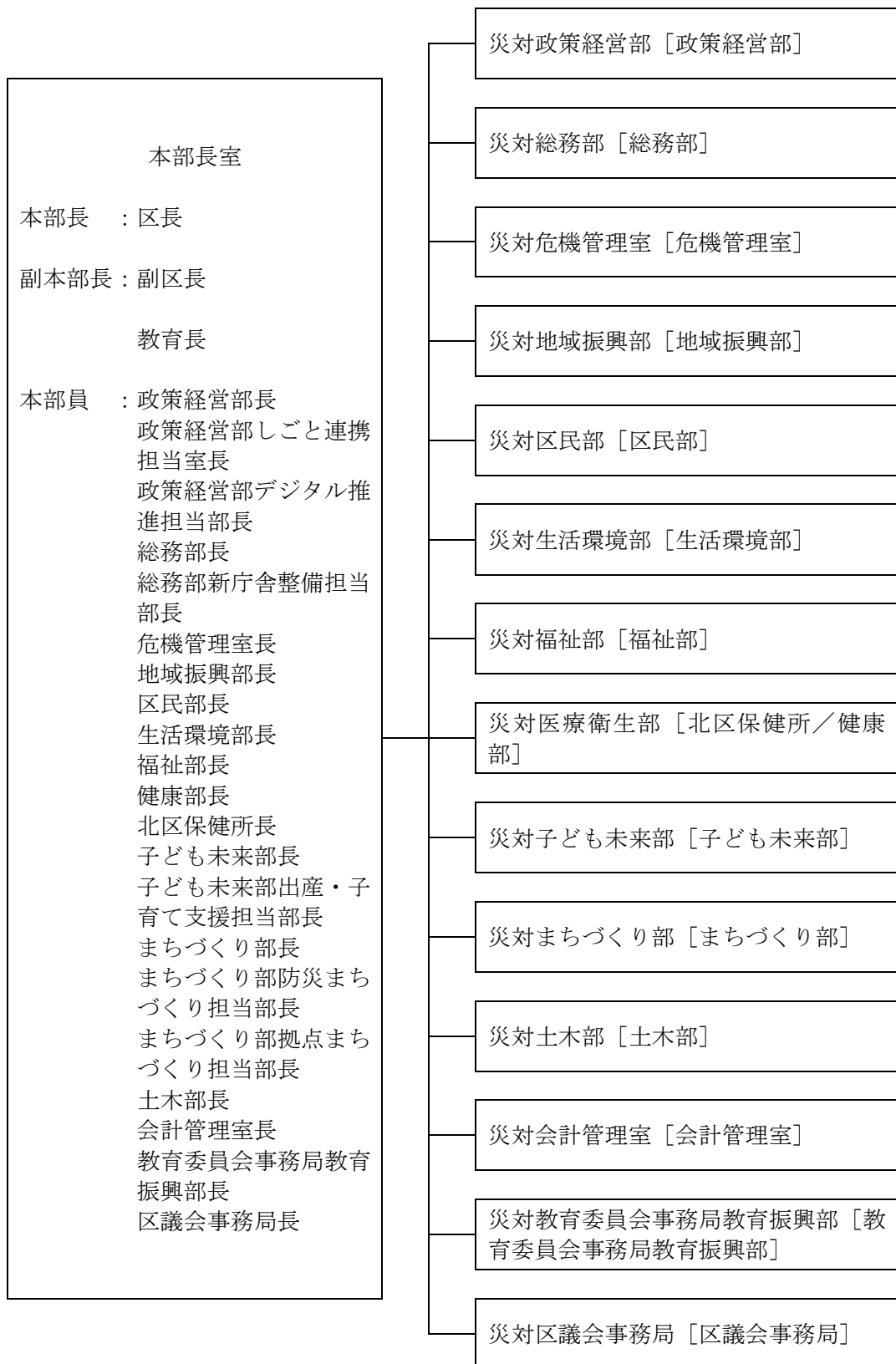
災対子ども未来部				
5	4	3	2	1
	その	他	子	ども
	未	来	部	の
	所	管	に	関
	す	る	こ	と
	。			

別表第一災対土木部の部中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること。

別表第一 災対教育委員会事務局子ども未来部の項を削る。
別表第二を次のように改める。

別表第2（第7条関係）



この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区震災復興本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月二十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十一号

東京都北区震災復興本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区震災復興本部条例施行規則（平成二十六年三月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、技監」を削り、「政策経営部長」の下に「、政策経営部」と連携担当室長、政策経営部デジタル推進担当部長」を、「総務部長」の下に「、総務部新庁舎整備担当部長」を、「北区保健所長」の下に「、子ども未来部長、子ども未来部出産・子育て支援担当部長」を加え、「まちづくり部都市拠点デザイン担当部長、まちづくり部鉄道駅関連プロジェクト担当部長」を「まちづくり部防災まちづくり担当部長、まちづくり部拠点まちづくり担当部長」に改め、「、教育委員、事務局子ども未来部長」を削る。

第十条中「あたって」を「当たって」に改める。

別表第一中「第七条」を「第八条」に改め、同表復興総務部の部中10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

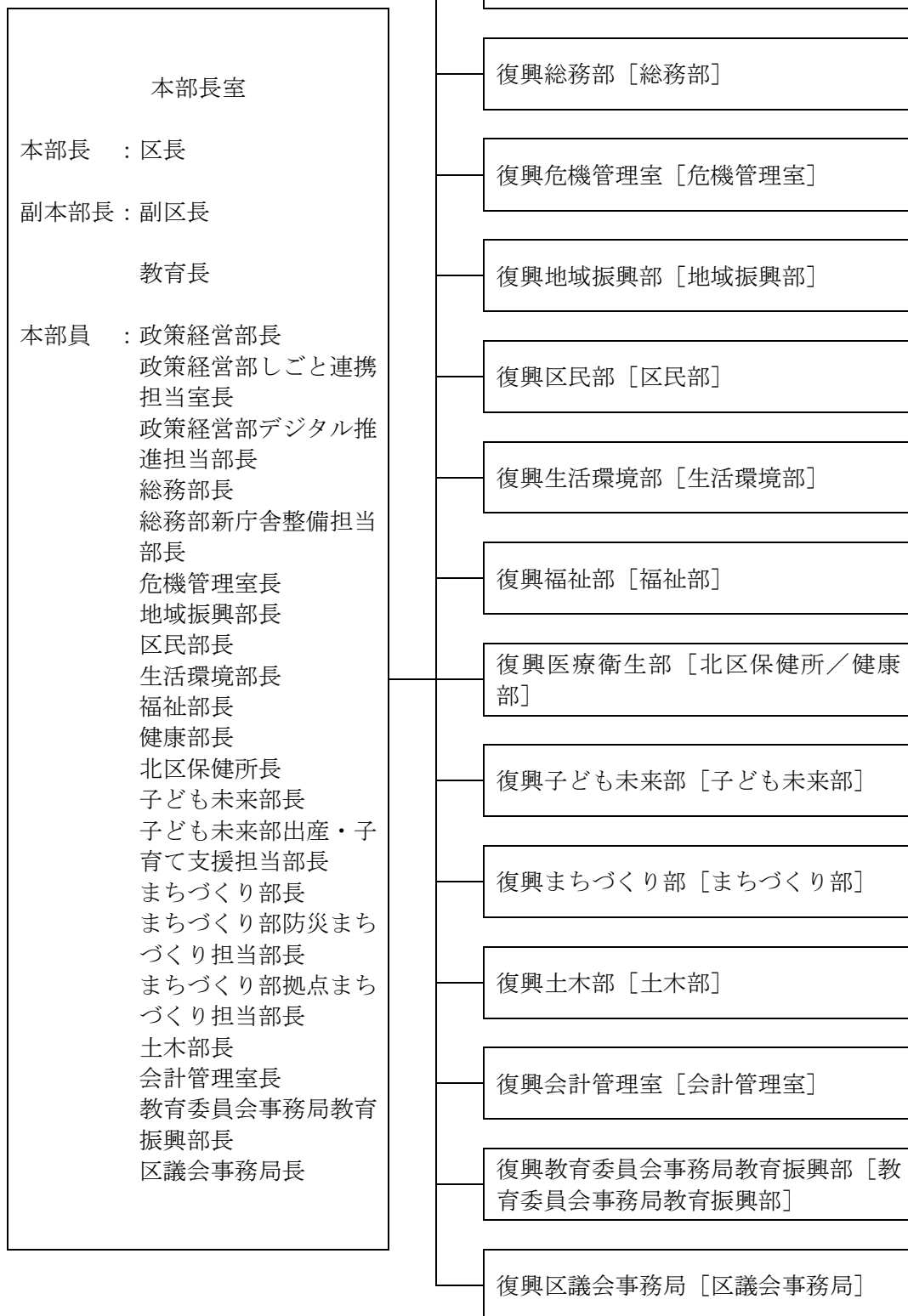
10 女性被災者等に係る相談に関すること。

別表第一復興区民部の部2の項中「発行」を「交付」に改め、同部4の項中「配分」の下に「並びに被災者生活再建支援金等の支給」を加え、同表復興医療衛生部（北区保健所及び健康部）の項の次に次のように加える。

復興子ども未来部	
1	被災児童の支援に関すること。
2	災害遺児等の保護に関すること。
3	所管施設の再建に関すること。
4	児童施設（所管施設を除く。）の再建支援に関する こと。
5	その他子ども未来部の所管に関すること。

別表第一復興教育委員会事務局子ども未来部の項を削る。
別表第二を次のように改める。

別表第2（第8条関係）



付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十二号

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十九年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

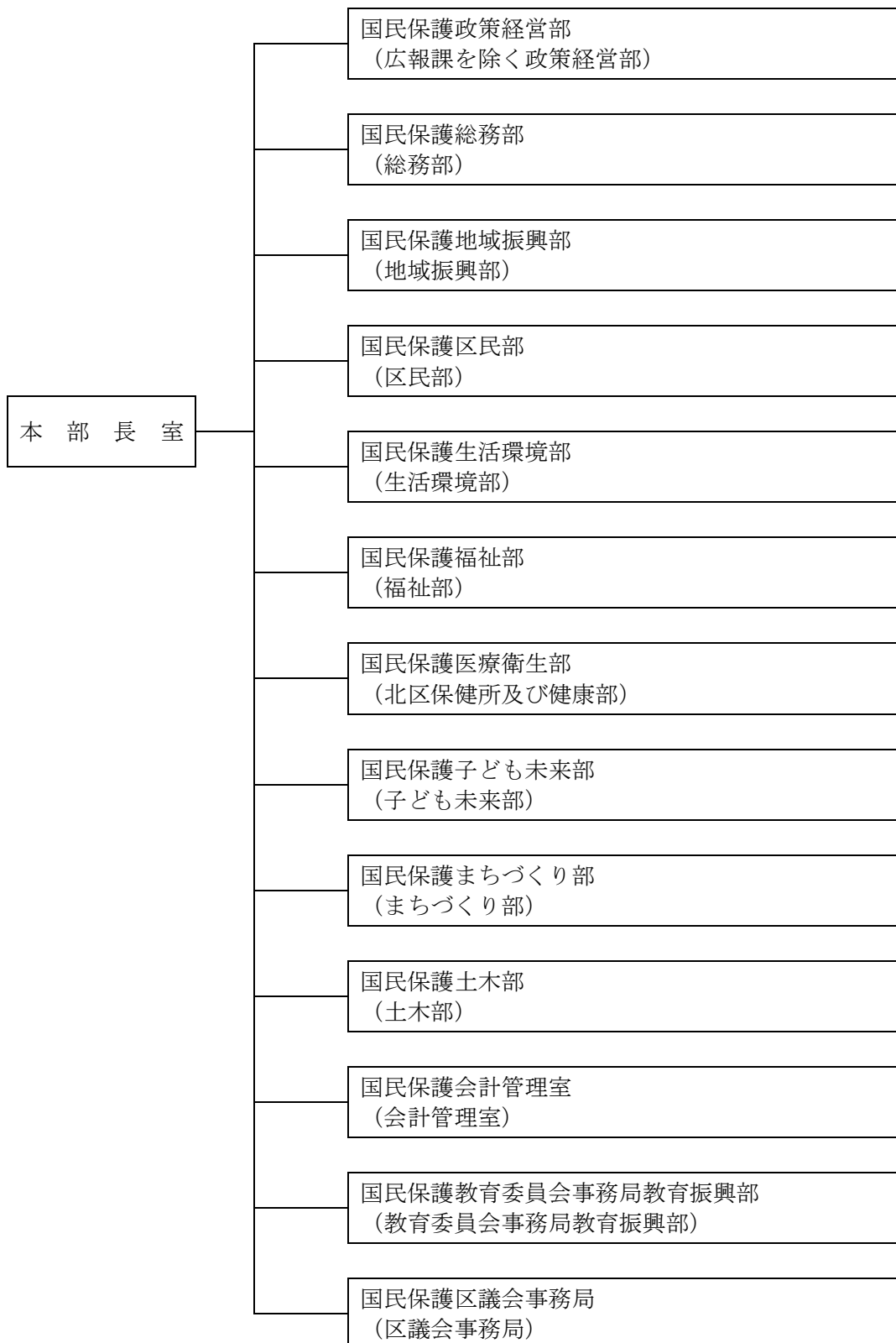
第九条第一項中「別表第一」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第二」に改める。

第十一条中「あたって」を「当たって」に改める。

別表第一中「第9条」を「第九条」に改め、同表国民保護区民部の部3の項中「配分」の下に「並びに被災者生活再建支援金等の支給」を加え、同部4の項中「発行」を「交付」に改め、国民保護医療衛生部（北区保健所及び健康部）の項の次に次のように加える。

国民保護子ども 未来部	子ども未来部長
1 の保護及び救護に関するこ と。	2 遺児等の保護に関するこ と。

別表第2（第9条関係）



付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和六年四月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十三号

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第四十五号）の一部を次に改正する。

第九条中「あたって」を「当たって」に改める。

別表第一新型インフルエンザ等対策北区保健所の項の次に次のように加える。

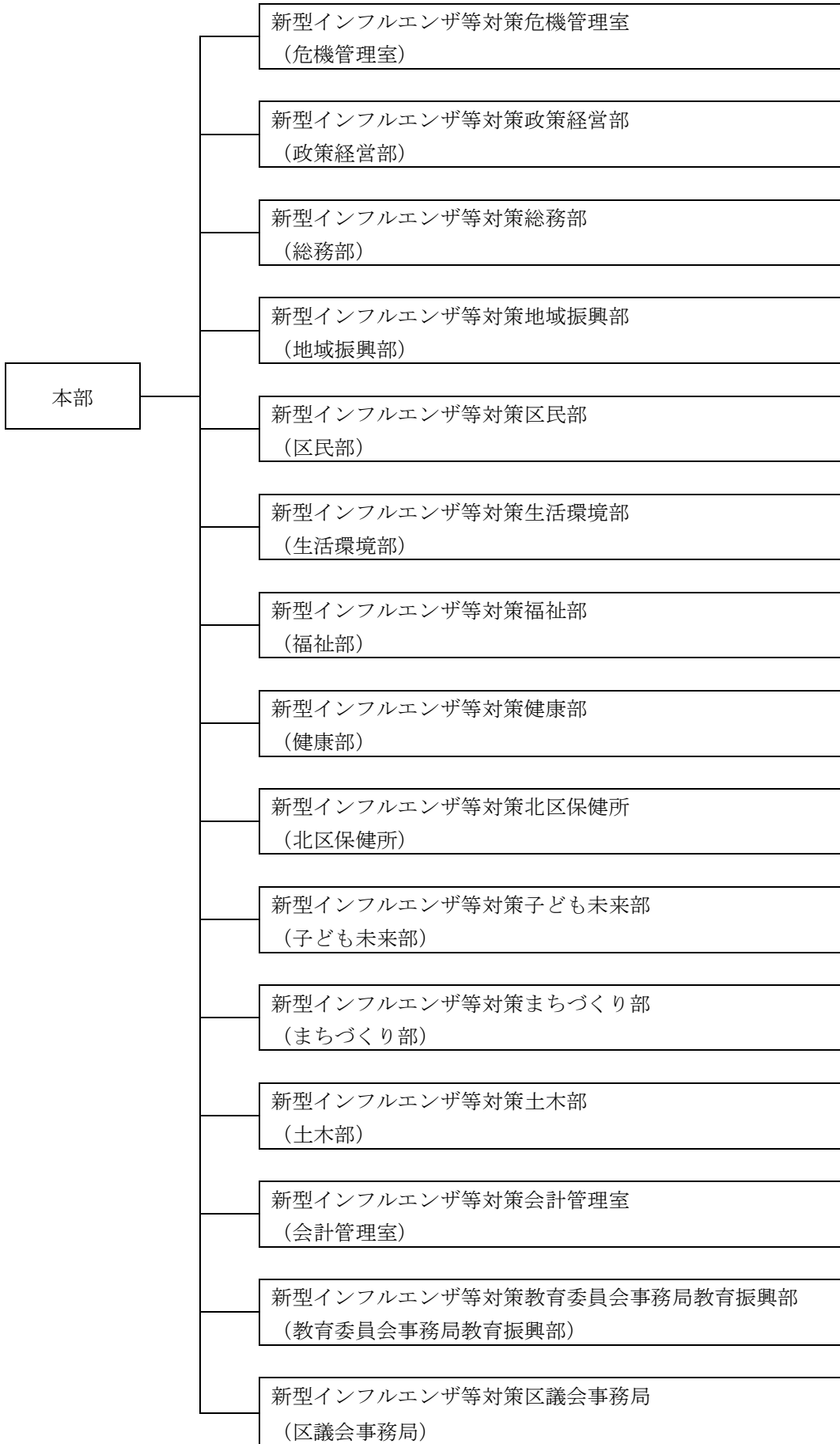
<p>新型インフルエンザ等対策子ども未来部</p>	<p>子ども未来部長</p>	<p>1 保育園、児童館等の児童の保護及び救護に関すること。 2 その他子ども未来部の所管に関すること。</p>
---------------------------	----------------	--

別表第一新型インフルエンザ等対策教育委員会事務局教育振興部の部1の項中「幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校の」を「区立幼稚園、区立認定こども園、区立小学校、区立中学校及び区立義務教育学校の園児、」に、「並びに」を「及び」に改め、同表新型インフルエンザ等対策教育委員会事務局子ども未来部の

項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第7条関係）



付 則

この規則は、公布の日から施行する。